# 会　議　録

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 令和６年度　第２回小金井市地域自立支援協議会　差別解消委員会 |
| 事務局 | 福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター |
| 開催日時 | 令和７年３月２７日（木）１７時００分から１７時５０分まで |
| 開催場所 | 前原暫定集会施設　Ａ会議室 |
| 出席者 | 【委員】<br>室岡　利明委員(会長)、佐々木　宣子委員（副会長)、浅野　貴博委員、小池　良委員、荒木　浩委員<br><br>【事務局】<br>福祉保健部自立生活支援課長<br>福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長<br>小金井障害者地域自立生活支援センター |
| 会議内容 | 令和６年度　第２回小金井市地域自立支援協議会　差別解消委員会　会議録のとおり |

令和６年度　第２回小金井市地域自立支援協議会　差別解消委員会　会議録

（会長）
定刻になりましたので、ただいまから令和６年度第２回差別解消委員会を開催したいと思います。
なお、令和６年度第１回差別解消委員会につきましては昨年４月に前任の委員の皆様で開催済みでございますので、今回は、今年度の第２回とさせていただきます。
欠席等ございますか。

（事務局）
本日欠席はおりません。

（会長）
ありがとうございます。それでは配付資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

（事務局）
本日の資料は、資料１、東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等、資料２、主な相談事例・報道事例、こちらの２点は昨年８月に開催された東京都障害者差別解消支援地域協議会の資料を参考に配布したものでございます。
次に資料３、小金井市で受けた相談事例について、資料４、特定相談対応マニュアル、資料は以上となります。

（会長）
ありがとうございます。
次第では報告事項になりますが、委員の方で初めての方もおりますので、自己紹介をお願いいたします。

（小池委員）
東京三弁護士会多摩支部から参りました、弁護士の小池と申します。よろしくお願いいたします。

（荒木委員）
国立にあります、障害者就業・生活支援センター　オープナーの荒木と申しま

す。よろしくお願いいたします。

（浅野委員）
ルーテル学院大学の浅野といいます。
部会は障害者支援施設検討部会を担当しています。よろしくお願いいたします。

（佐々木委員）
小金井市児童発達支援センターきらりの佐々木と申します。部会は相談支援部会です。よろしくお願いいたします。

（室岡委員）
第９期の会長をさせていただいております室岡と申します。去年の３月まで小金井市社会福祉事務局長しておりまして、紆余曲折あり、現在は西東京市の社会福祉協議会でこの３月３１日まで勤めておりますが、その後はフリーとなります。よろしくお願い申し上げます。

（会長）
皆さんありがとうございました。
それでは報告事項⑴、東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
東京都障害者差別解消支援地域協議会において報告のあった、東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について、参考に共有するものでございます。資料１「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」をご覧ください。東京都における相談の受付状況について、平成２９年度から令和５年度までの年次推移と、令和４年度との比較も含めた令和５年度の状況についてまとめた資料です。令和４年度と令和５年度の比較として、２ページから３ページにかけて記載されている、当事者の障害者種別について、視覚障害者が７％から３％へ４ポイント、割合として半分くらいに少なくなっております。昨年同時期の報告におきまして、１７％から７％へ１０ポイント少なくなったという報告をしたところでありますので、令和３年度からの比較だと１４ポイント減ということですので、ここ数年で視覚障害者への配慮が進んできていると言えるのかなと思っております。一方、精神・発達障害については、２９％から３８％へと９ポイント、件数としては９６件から１４０件へと４４件も増

加しており、精神障害者が増えてきているという現状が反映された形となっております。相談分野としては、医療・福祉が５ポイント増えているほかは、
１、２ポイントの差ということで、大きな変化はない状況です。最後、６ページに、あっせん等の手続きに関する実績がありますが、令和３年度以降、申立てを受理した事例はなく、東京都においても、委員会にまで付託するような事例はほとんどないという状況となっています。
次に、資料２「主な相談事例・報道事例」をご覧ください。主な相談事例についてです。こちらは、相談の具体的な内容と、対応についての概要をまとめたものでございます。相談内容とともに、対応の具体的な内容やポイントが記載されておりますので、市に寄せられた相談に対応するにあたり、類似する事例があれば参考にしたいと考えております。１１ページ下段以降は、報道発表事案です。こちらは、障害者差別解消に関わる新聞記事の一部をまとめたものとなっております。
以上、参考に情報共有させていただきます。詳細については資料をご参照ください。

（会長）
ありがとうございました。
本件については、情報提供ということになりますので、読んでみてご意見はございますか。
感想だけよろしいですか。
資料２のサービス分野に関する相談の２ページ目の下から４行目、敷金を増額することには一定の理由があると考えられるため、直ちに差別であるとは言えないと思われるという表記がありながら、３ページの、対応ポイントの部分に正当な理由の説明なく、障害を理由に障害者でない者と異なる条件を付けることは、障害者差別解消法の「不当な差別的取り扱い」に該当するというのは違和感あると思いました。
また、ウのサービス分野に関する相談で、最初の対応に関しては、合理的配慮が必要だったのではないかと思います。精神障害、自閉症スペクトラムでもあったので。その後のご本人の対応として、不当要求に近いような文言も出てきているので、これに対し障害者の担当窓口が間に入っていただく、もしくは弁護士に紹介していくなどの対応をすると良かったのではないかということが私の感想でございます。
皆さんよろしいでしょうか。
特段なければ、次に進みたいと思います。

（会長）
続きまして協議事項⑴、小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談についてです。
事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
資料３、小金井市で受けた相談事例について、をご覧ください。こちらは、制度開始当初の平成３０年度から令和６年度までに寄せられた相談事例について、年度ごとにまとめたものでございます。裏面の一番下の行、令和５年度につきましては、相談事例がなく、令和４年度に受けた相談への対応のみ行っておりました。当該案件については、事案の対象となった事業所による改善がなかなか進まず、令和６年度も継続して対応しておりましたが、３ページ目一番上の行にありますとおり、昨年１２月に改善の方針が示され、相談者にそれを報告したところです。相談者の方からは、同じ思いをする人がいなくなってよかったとおっしゃっていただけました。令和６年度については、資料にありますとおり３件の相談が入っており、それぞれ対応したところです。なお、昨年度の報告の際、相談事例が１件もなかったという状況から、相談窓口の周知不足、あるいは通常のケース対応の中で、特段「特定相談」としては扱わずに埋もれてしまっているものなどもあるのではないかというお話をさせていただいたところですが、その後の対応としまして、相談窓口の周知に関しましては、昨年１２月に開催した障害者週間スペシャルイベントにおいて、障害者差別解消法の改正についての講演と、市の特定相談についての説明を行いました。また、次の議題でご協議いただきますが、通常のケース対応の中で埋もれてしまわないようにする対策としまして、職員用の対応マニュアルを作成しております。説明は、以上です。
（会長）
はい、ありがとうございました。
事務局からの説明がありました市で受けた障害を理由とする差別に関する相談、またはそれに対する市の対応に関しまして、ご質問やそれぞれの経験立場から支援のアドバイス、あるいはご意見等あればお願いいたします。
いかがでしょうか。

（委員）
１つよろしいでしょうか。
令和６年の３件目ですが、対応概要のところで「運営法人は市内だが当該事業所は市外に所在すること」という記載があり、対応を終了したと書かれている

が、小金井市の差別解消委員会としては、どの範囲に入っていれば対応するのか。怖いのは横の連携が取れていないために、相談者がたらいまわしになっていると悪評に繋がりかねないので、どの辺のところで線引きがされるのかは明確にしておいた方がいいと思います。なぜかというと、一か所でも市外に出ていると、話を聞いてくれないというようになってしまうのではないか。今はどうやって処理されているのでしょうか。マニュアル等があるのか詳しくお話いただければと思います。

（事務局）
対応する範囲ですけれど、こちらは市の条例に基づいて対応しているので、市の行政区域内でないと効力がないので対応ができない。都内の他市ですと東京都でも同様に障害者差別解消条例にも基づいて行っていますので、東京都を紹介します。また、対象となる地域の自治体でこういったことをやっていればそちらに繋ぎますし、ないのであれば国の機関を紹介するしかないというのが現状です。

（委員）
１個上に上げて広域にするような応対をしているという認識ですか。

（会長）
例えば、その時のために「つなぐ窓口」（内閣府・障害者差別に関する相談窓口）があるのではないですか。そういったものを利用することは検討にあがりますか。

（事務局）
今まで多くは都内の事案ですので大体は東京都を紹介して解決しています。
ただ、他県を利用した相談であれば、そちらの自治体に条例等が整備されていなければ、そういう状況も出てくると思っています。

（委員）
それを「つなぐ窓口」を内閣府が設定していますが、補完的に使うということで対応されているのですね。

（事務局）
必要があればそれもあり得ると思っています。

（委員）
わかりました。ありがとうございます。

（会長）
他にどなたかございますか。
ではないようですので以上で終了したいと思います。

（会長）
協議事項⑵、特定相談対応マニュアルの作成についてです。
事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
資料４、特定相談対応マニュアルをご覧ください。
こちらは令和５年度に相談が１件もなかったことを受けて市民向けの周知のみでなく、市の職員が特定相談として扱うべき内容を取りこぼさないようにすることも重要ではないかという考えのもと作成したものとなります。２ページをご覧ください。単に相談者本人が差別を受けたと言っているものに限らず、話の内容の中に差別に関連する言葉があった場合にも、特定相談として対応すべきかどうか判断できるようフローを作成しております。次に３ページの各係の役割分担をご覧ください。特定相談に係る対応をスムーズにしづらかった要因として、私ども自立生活支援課の係の分担も影響していると思っています。自立生活支援課には、障害福祉係と相談支援係２つがありますが、特定相談そのものについては差別解消条例に関する事務を担当する障害福祉係の業務となりますが、障害のある方からの相談対応は主に相談支援係の業務となっております。そのため、通常の相談対応する職員としては、相談の内容解決することに重きを置いておりまして特定相談として扱うべきかということをあまり意識していないことがあります。また、特定相談として扱うべきと判断した場合でもどこまでが相談支援係の業務でどこからが障害福祉係の業務なのかということがわかりづらく連携がとりにくかった点もありました。それを解消するため、それぞれの係の役割分担と必要に応じて連携をとることが必要であることを明確にしております。３ページから６ページにかけての対応の流れをご覧ください。こちらは相談を受け付けてから、相談者および差別をしたと思われるものへの対応について条例の規定に基づく進め方をフローチャートにしたものです。最後に７ページ以降、こちらにつきましては、条例および、条例の施行規則を参考に添付したものになります。今後は、全職員にマニュアルを共有しまして障害者差別の解消に繋げていければと考えております。説明は以上です。

（会長）
ありがとうございました。事務局からの説明がありました。
本件についてご質問、助言等あればよろしくお願いいたします。
私からちょっと一つだけよろしいですか。このマニュアルについて、今後、障害者差別解消条例の見直しが来年度から始まり、それに伴ってまたある程度変化があったときにはそれをまた新たなものに更新をしていくという認識でよろしいですか。常に更新をしていく形になりますか。

（事務局）
必要に応じて。

（会長）
他に何かございますか。

（委員）
質問になります。障がい者の就労支援をしている関係で、2ページ目のフローの一番右の所「必要な変更や調整をしてくれなかった」というのは合理的な配慮を受けられなかったということですか。

（事務局）
一番右側の必要な変更や調整などをしてくれなかったということで合理的な配慮を提供してもらえなかったというようなところで聞き取って判断するという状況になります。その先で変更調整に応じていただけなかったっていうところが、障がいに伴うものなのか、そうでないのかで通常相談の相談なのか、特定相談なのかに分かれていく流れにしています。

（会長）
他にございますか。

（委員）
先述に戻ってしまいますが、令和６年の相談件数が多いのか少ないのか、他の自治体と比べ気になるところ。というのはこちらのルーテル学院大学で障害学生支援委員会あって、着任してから２年目から９年ぐらい障害学生のアドバイザーをしていますが、それぞれの障がいによって、差別的な扱いを受けていたとしても、障害者差別解消法の不当な差別的取り扱いや、合理的配慮規定に当

たるのかどうかの前に本人が慣れてしまって声を上げられない事がある。例として、ルーテルの車いすユーザーの学生が、バス停で４本５本通り過ぎられてしまった。ただ、それが通常なので、彼らにとっては当たり前になってしまっている。悔しい思い、いろいろな扱いを受けていて、もちろん障がい種別によって違うと思いますが、こういうことは差別に当たるということを本人が理解しないと声として上がってこない。少し話がずれてしまいましたが、そういった感想でした。

（会長）
質問ありがとうございました。他にございますか。

（委員）
感想になりますが、同じようなことではあると思いますが、おそらく自身が自覚されて相談に来られるという方は、この特定相談について周知が行き届くと、もしかしたら吸い取ることができると思います。ただ、通常たくさんの相談がある中で、該当するのだろうかを見極めながら進めていくことになると思います。例えば４ページ目の事案対象者の調整の上から３つ目、事案対象者が相談者にした行為、不当な差別的取り扱いに当たるか当たらないかを調査をしたその後の判断において、どこに焦点を当ててくのか難しい。件数が、周知されることで増えてきた場合、議論しないといけないことだと思います。

（会長）
ありがとうございます。
ご意見として頂戴する形でよろしいですか。

（委員）
はい。

（会長）
その他にございますか。

（事務局）
件数について多いのか少ないのかと先ほど話がありましたが、他市の状況として条例がある市自体がまだ少ない状況です。私どもが条例作ったのが２６市中３番目となっていて、令和４年４月施行で１回目の見直しをしております。その時点で見直しの参考に調べたところ本市含めて６市、その後２市ぐらい増え

て、正確かわからないですが、８市ぐらいがある状況かと思われます。各市の状況を確認したわけではないですが比較する母数は少ないと思います。ただ、令和５年度については、それまで制度開始以来２、３件あったところで、令和５年度については０で、制度開始以来で言うと、当初は２年続けてなし。こちらは条例ができたこと自体がまだ周知されてなかったというところでやむを得ないものと思います。令和２年度に４件。その後３件、２件あったのに対して１件もなかったというところは明らかに周知不足や、あるいは相談を受けている中で実際には差別に関する内容だけれども、本人も差別と自覚していないし、相談を聞いている我々の職員としても、差別に関する相談としてではなく、その人の悩みを解決して終わりというように埋もれてしまったところがあるかもしれないので、今回作ったというところです。実際、令和６年度も３件の相談がありますが、いずれも相談をしてきた人が特定相談として相談に来た事例ではなく、聞き取った職員が扱った方がいいと判断したものになります。他市と比較して多いか少ないかということはわからないですけれど、埋もれていくことを防ごうというような形で考えています。

（室岡会長）
ありがとうございます。他に何かございますか。
おそらくマニュアルについては、おいおい何か気になる点が出てくると思います。その際に、どこで取り上げるかというのは問題になりますが、来年度に関しては差別解消委員会が６回ありますので、その際に気になる点があれば伝えていただければと思います。
この場では特段ございますか。
私の方から、先ほど委員も言っていましたが、市民の方、障がいのある方、それぞれが差別解消条例というものを正しく理解をすることがまず重要。そうすれば、相談件数も上がってくるだろうし、資料３の相談内容を見ていましても、令和４年度４月１４日、上の階の人が挨拶しないというようなケースに関しては、これは私１人にだけ挨拶をしないと言っていますので差別かもしれませんが、正しい理解が必要だと思います。健常者の中でも挨拶されないことは非常にたくさんある話ですが、この方が精神的に傷ついたっていうことが障がいのある所以かもしれないですし、そういったことを含めて、正しい理解が必要だと思います。また、委員も言われました、バスが通り過ぎることが当たり前になっているということに関して、その当たり前を打破していかなければいけないと思っています。令和６年９月２４日、バスを下車するときに、近くにいた人に手帳を見られて嫌な反応をされたということですが、差別かいうところで、人として同一視をしようというところで地域共生社会ということも言わ

れていますし、また、ノーマライゼーションという考え方もあるわけで、一緒に生きている人なのだという事を周知していくことが重要だと感じています。

（委員）
今の件よろしいですか。
条例を見ると、行政に一旦調査がきて、回答して調査をし、これは事業者に合理的配慮提供義務がありますから、法律の立て付けからしても、条例にも降りてきているわけですが、近くにいた女性というものは、事業者から漏れてしまうので、どちらかというと、条例に当てはまるかという問題に挙げるよりは、公立の学校でインクルーシブ教育等を充実させることで克服していかなきゃいけない問題と思います。あまり特定相談かと取り上げると収集がつかなくなってしまう。この差別解消という、事業者に配慮を促し、過重な負担であればやらなくてもよいが、しっかりと検討したのかっていうところが今回は重要なわけで、ここまで広義にするのではなく、事業者がこういうものをやっているから、障がいのある方が行動の自由が制限されている、選択の機会を奪われているなど、さっきのバスの件もまさに、合理的配慮がなされていないので事業者は解消しなければならないと思います。結局、声の大きい人がこのようなこと言うとその対応に市の事務局の方が忙殺されてしまって、パフォーマンス低下だと思うので、そこの切り分けは、していただけたら思います。

（会長）
あと何ございますか。それでは一旦これで終了したいと思います。
それでは協議事項の⑶、その他についてです。
事務局から何かありましたらお願いいたします。

（事務局）
特にありません。

（会長）
その他どなたから何かありますか。
そうしましたら次第の４、令和７年度開催予定について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
それでは資料５、令和７年度差別解消委員会開催予定をご覧ください。
差別解消委員会につきましては、例年、年度末に東京都の状況の共有と、市条

例に基づく特定相談に関する協議というものを定例会として開催しているところですが、令和７年度から令和８年度にかけては、条例の見直しを行う必要があることから、そのための会議を５回予定しております。令和７年７月に第１回目の会議を開催し、課題の抽出をしていただきたいと思っております。資料の表の下に参考として記載しておりますが、令和６年６月から７月にかけて関係団体への意見要望の確認それを受けて第２回、第３回の会議で見直し案を検討します。令和８年１月から２月にかけて、見直し案について関係団体から意見を聴取し、それを踏まえ第４回、第５回の会議で改正案の作成をしたいと考えております。なお資料の一番下、その他として臨時会の開催について記載しておりますが、条例施行以降現在まで、市長から意見を求められるに至ったことはないです。説明は以上になります。

（会長）
何かご質問等ありましたらお願いいたします。
条例は先ほどのマニュアルのところに添付した形になりますか。

（事務局）
条例の中でも、その特定相談に関連する部分だけを抜粋したような形となっています。

（会長）
一応第１回のときに、事務局からも話があったように、課題抽出をしていきますので、委員の皆さんには宿題になりますが、事前に小金井市のホームページの例規集から引っ張っていただいて、課題と感じたところを次回までに確認いただくようお願いございます。

（事務局）
事前に確認を取っていただけると話をいただいたので、参考に申し上げておきますと、前回の見直しのときに、検討の時間が足りなかったため、保留にしていたものがございます。
１つ目が特定相談のあり方について、２つ目が意思決定支援に関すること。意思決定支援という言葉自体がちょうど取り沙汰され始めた時期で、見直しに含めたいと思いつつも、その内容自体を精査する時間がなかったため、１回見送りました。また、障がいの社会モデルに関すること、こちらも条例の逐条解説には記載をしていますが条例本体の方にあまり詳しい話がなく、規定がないためどうするかは検討課題になっております。それから教育に関すること、こち

ら、本市の差別解消条例というのが、障害のある人もない人も共に学び、共に生きる社会を目指す小金井市条例というところで、学びというところは特徴として挙げている部分があります。そちらについて整理し、精査する必要があるのではないかと意見がある一方で、こちらも精査に時間がなかったということで、差別解消法との整合やほぼ同じ時期に施行された東京都条例との整合など、どうしてもやらなければいけない必要最低限なところにちょっと時間をかけてしまったため、検討課題としつつも見送っていました。何かご意見をいただければと思いますので、事前にご確認をお願いできればと思います。
以上です。

（会長）
ありがとうございました。
検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
他に何かご意見、ご質問等ございますか。
では、以上で終了したいと思います。
全体通して何か委員の皆様からございますか。
それでは、差別解消委員会を終了いたしたいと思います。
ありがとうございました。